

庁議（令和3年2月3日）結果について

- 1 開催日 令和3年2月3日（水）
- 2 場所 持ち回りによる
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 企画政策課長、福祉部長
- 5 付議事項

（1）令和3年度（2021年度）施政方針について

概要	令和3年3月市議会定例会において、令和3年度（2021年度）施政方針として、次のとおり当初予算案及び令和2年3月補正予算案等の概要、並びに当面する市政運営について所信の一端を述べることにした。 <ul style="list-style-type: none">・感染症対策及びその成果・当初予算の概要・総合計画改訂基本計画に基づく主な取組 （「新たな日常」を構築する施策、重点施策、分野別施策）・直面する課題への取組・市政運営に対する考え方
結果	審議の結果承認された。

（2）平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none">1 改正の趣旨 令和2年6月5日に「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が、さらに令和3年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。 上記に伴い「平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の規定の整備を行うものです。2 改正の概要 管理者要件にかかる経過措置期間の延長を行うほか、令和3年度の介護報酬改定に伴う居宅介護支援事業の基準の改正に合わせ所要の規定を整備する。3 施行年月日 令和3年4月1日 ただし、附則第2項は公布の日、第16条第20号の2は令和3年
----	--

	10月1日
結果	審議の結果承認された。

- (3) 平塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の趣旨</p> <p>令和3年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。</p> <p>上記に伴い「平塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の規定の整備を行うものです。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>令和3年度の介護報酬改定に伴う地域密着型サービス事業の基準の改正に合わせ所要の規定を整備する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和3年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

- (4) 平塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の趣旨</p> <p>令和3年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。</p> <p>上記に伴い「平塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の規定の整備を行うものです。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>令和3年度の介護報酬改定に伴う地域密着型介護予防サービス事業の基準の改正に合わせ所要の規定を整備する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和3年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

- (5) 平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(案)について

概要	1 改正の概要
----	---------

	<p>令和3年1月25日に「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」が公布されました。</p> <p>上記に伴い「平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の規定の整備を行うものです。</p> <p>2 施行日 令和3年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

以 上